

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日  
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第23号	
事故等名	水上オートバイ智丸遊泳者負傷	
発生年月日時刻	平成20年8月14日(木)14時30分ごろ	
発生場所	広島県三原市佐木島寅丸礁灯標から真方位037° 1,200m (北緯33° 55' 30.6"、東経132° 41' 26.0")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月9日広島・地方事故調査官が船長記載の事故調査書入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	水上オートバイ 智丸 2.49m	
船舶番号(IMO 番号)	270-43757	
船舶所有者等	個人所有	
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 特殊小型船舶操縦士	
負傷者	遊泳者 中心性頸椎損傷	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、広島県三原市佐木島沖合で、浮き輪を曳いて遊走後、エンジンを停止して浮き輪を砂浜に近づけようとしていたところ、波打ち際の遊泳者に気付かず、平成20年8月14日14時30分ごろ、本船が曳いていた浮き輪のロープと遊泳者が接触した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、適切な見張りを行わず、波打ち際の遊泳者に気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が遊走中、適切な見張りを行わなかったため、本船が曳いていた浮き輪のロープと遊泳者が接触したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	